

28消第1056号
平成29年 3月31日

愛媛県高圧ガス保安協会長 様

愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課長

高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに
第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて

平成29年 3月22日付け20170309商局第5号で経済産業省大臣官房商務流通保
安審議官から通知のあったこのことについて、貴協会会員に対して周知いた
だきますようよろしくお願いいたします。

所 属	愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課 保安係
職氏名	主任 越智 貴亮
連絡先	〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 電話 089-912-2320 (ダイヤルイン) FAX 089-941-0119 E-mail ochi-takaaki@pref. ehime. lg. jp

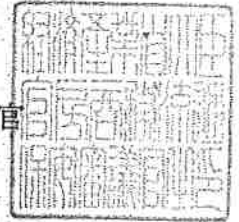
経済産業省

20170309商局第5号

平成29年3月22日

愛媛県知事殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて

上記の件について、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）第16条、第29条及び第55条、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第15条、第28条及び第57条並びにコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。）第14条に基づく軽微な変更の工事について、解釈を別紙のとおり定めましたので通知します。

経済産業省

20170309商局第5号

高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いを次のように制定する。

平成29年3月22日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて

高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いを別紙のとおり制定する。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 「高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて」(平成10・03・26立局第8号)は、廃止する。

高圧ガス保安法第 14 条第 1 項及び第 4 項、第 19 条第 1 項及び第 4 項並びに
第 24 条の 4 第 1 項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて

1. 「経済産業大臣が認める者が製造したもの」について
 - (1) 「経済産業大臣が認める者が製造したもの」とは、一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 11 号等の規定による試験を行う者及び同項第 13 号等の規定による製造を行う者の認定等について（平成 28 年 2 月 26 日付 20160216 商局第 4 号）（以下「第 4 号通達」という。）に基づき、認定試験者の行った試験等に関する認定試験者試験等成績書が添付されたものをいう。
 - (2) 第 4 号通達Ⅱ(1)に規定する高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は指定特定設備検査機関が行った試験に合格したものは、液石則第 6 条第 1 項第 19 号、一般則第 6 条第 1 項第 13 号若しくはコンビ則第 5 条第 1 項第 19 号又は液石則第 53 条第 1 項第 9 号若しくは一般則第 55 条第 1 項第 8 号に規定する製造することが適切であると「経済産業大臣が認める者が製造したもの」と同様に取り扱って差し支えないものとする。
 - (3) 協会の委託検査受検品のうち、協会が液石則及び液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（平成 28 年 10 月 3 日付 20160920 商局第 3 号）で定める検査方法及び検査基準に従って、同規則第 6 条第 1 項第 17 号から同項第 19 号までについて検査を行ったもの、一般則及び一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（平成 24 年 12 月 26 日付 20121204 商局第 6 号）で定める検査方法及び検査基準に従って、同規則第 6 条第 1 項第 11 号から同項第 13 号までについて検査を行ったもの並びにコンビ則及びコンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（平成 24 年 12 月 26 日付 20121204 商局第 7 号）で定める検査方法及び検査基準に従って、同規則第 5 条第 1 項第 17 号から同項第 19 号までについて検査を行ったものについては、「経済産業大臣が認める者が製造したもの」に該当する。
2. 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」について
 - (1) 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、可とう管（高圧ホース又は金属フレキ管等）であって、協会又は指定特定設備検査機関が別に定める規程により実施した検査に合格したものとする。
 - (2) 協会又は指定特定設備検査機関が行う、「KHKS0803(2014)可とう管に関する検査基準」（対象は金属製の可とう管のみ）に基づく検査に合格した可とう管は、液石則第 16 条第 1 項第 1 号、一般則第 15 条第 1 項第 1 号又はコンビ則第 14 条第 1 項第 1 号の「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」に該当する。
3. 「処理設備の処理能力、性能並びに法第 8 条第 1 号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第 2 号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に

関する事項の変更がないもの」とは、取り替える設備に関し、液石則第 3 条第 1 項、一般則第 3 条第 1 項又はコンビ則第 3 条第 1 項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書（法第 14 条第 1 項本文に規定する変更の許可を受けている場合にあっては、変更の許可申請時に提出した液石則第 15 条第 1 項、一般則第 14 条第 1 項又はコンビ則第 13 条第 1 項に規定する高圧ガス製造施設等変更許可申請書に添付する変更明細書とする。以下「製造計画書等」という。）に記載する液石則第 3 条第 2 項、一般則第 3 条第 2 項又はコンビ則第 3 条第 2 項各号に掲げる事項（第 5 号及び第 6 号（コンビ則に限る。）に掲げるものを除く。）に変更がないものとする。

4. 「処理設備の処理能力の変更がないものであって、かつ、同等以上の性能を有するもの」とは、液石則第 3 条第 1 項、一般則第 3 条第 1 項又はコンビ則第 3 条第 1 項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書等に記載する液石則第 3 条第 2 項第 2 号若しくは第 6 号、一般則第 3 条第 2 項第 2 号若しくは第 6 号又はコンビ則第 3 条第 2 項第 2 号若しくは第 7 号に掲げる事項に変更がないものであって、取り替える特定設備の種類に応じ、法第 56 条の 3 第 4 項で定める技術上の基準に適合するものであり、材質を変更する場合にあっては、当該材質変更によって、従来生じていた又は生じるおそれのあった腐食及び劣化損傷以外の腐食及び劣化損傷が生じるおそれのないものをいう。
5. 液石則第 16 条第 1 項第 8 号イに規定する「高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第 6 条第 1 項第 19 号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの」とは、1. 又は 2. に規定されたものへの変更であり、液石則第 3 条第 1 項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書等に記載する液石則第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる事項及びプロセスフロー図（P & ID）に変更がないものとする（一般則第 15 条第 1 項第 8 号イ及びコンビ則第 14 条第 1 項第 8 号イにおいても、同様とする。）。
6. 「設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの」とは、液石則第 3 条第 1 項、一般則第 3 条第 1 項又はコンビ則第 3 条第 1 項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書等に記載する液石則第 3 条第 2 項第 2 号及び第 6 号、一般則第 3 条第 2 項第 2 号及び第 6 号又はコンビ則第 3 条第 2 項第 2 号及び第 7 号に掲げる事項に変更がないものとする。
7. 高圧ガスの通る部分の設備の取替えに際し、既設の設備との間に溶接等の現場加工が伴う場合（液石則第 16 条第 1 項第 1 号及び第 8 号イ、一般則第 15 条第 1 項第 1 号及び第 8 号イ並びにコンビ則第 14 条第 1 項第 1 号及び第 8 号イに掲げる工事の場合に限る。）には、管類に係る認定試験者が当該工事を施工した場合に限り軽微な変更の工事に該当するものとする。
8. 高圧ガスの通る部分の設備の取替えに際し、当該設備に設置位置の変更が生じる場合は軽微な変更の工事に該当しないこととなるが、高圧ガスの通る部分の設備のうち、配管及びそれに附属するバルブのルート変更（配管に付属する設備又は近接する設備

の取替えに伴い必要が生じた配置変更又は迂回等に限る。)については軽微な変更の工事に該当するものとする。

なお、軽微な変更の工事に該当するルート変更であっても、耐震上軽微な変更の工事に該当しない場合は、同基準が適用される。

9. 特定設備に係る部品の取替えのうち、多管円筒形熱交換器のチューブの取替えについては、軽微な変更の工事に該当するものとする。

10. 高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、フランジ接合を用いてタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去の工事については、軽微な変更の工事に該当するものとする。

11. 液石則第34条第2号、一般則第33条第2号及びコンビ則第17条第2号に規定する変更工事を行った後に行う当該設備の変更の工事は、軽微な変更の工事に該当するものとする。

12. 許可及び届出の不要な工事について

製造施設、液化石油ガス貯蔵所、高圧ガス貯蔵所又は消費施設における次に掲げるものについては、許可及び届出の不要な工事として取扱うものとする。

(1) 圧力計・温度計の取替え(同一方式の取替えに限る。)

(2) 充填又は受入れに係る可とう管(直接容器等に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限る。)の取替え

(3) 高圧ガス(その原料となるガスを含む。)の通る部分の設備を構成する部分のうち、耐圧性能又は気密性に直接影響のない部品又はJIS等の規格品であり、その性能が保証されているものの取替え(ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌機のプロペラ、蒸留塔のトレイ又は熱交換器の邪魔板等)

(4) 独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事(ただし、第一種製造者及び第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、本工事に取りかかる前に都道府県にその旨報告すること。)及び製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない製造施設(高圧ガス設備を除く。)の撤去の工事

(5) 高圧ガス(その原料となるガスを含む。)の通らない部分の設備に係る撤去の工事又は同等以上のものへの取替えの工事

(6) 消耗品(事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限る。)の取替え